

メタバースによる不登校支援業務について、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続きを行ってください。

2025年（令和7年）4月18日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

（1）業務名称

メタバースによる不登校支援業務

（2）業務場所

メタバース空間

（3）業務内容

メタバースによる不登校支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（4）履行期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日（月）まで

2 予算額

予算額の上限は1,289,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- （3）この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは、指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- （4）福山市に納付すべき市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- （5）福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号又は第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。
- （6）公告の日から起算して過去5年以内に、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、又は自治体において、メタバースを活用した不登校支援の実績を有すること。

4 評価基準・評価項目

「メタバースによる不登校支援業務に関するプロポーザル実施要領（以下「実施要

領」という。)」のとおりとする。

5 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号(本庁舎13階)

福山市教育委員会事務局学校教育部学びづくり課

電話：084-928-1183(直通)

FAX：084-928-1737

E-mail：manabizukuri@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項 目	日 程
公告	2025年(令和7年)4月18日(金)
実施要領等の配布期間	2025年(令和7年)4月18日(金)から 同年5月7日(水)午後5時まで
質問書の受付期間	2025年(令和7年)4月18日(金)から 同年4月25日(金)午後5時まで
質問書に対する回答	2025年(令和7年)5月1日(木)
参加申込書の受付期間	2025年(令和7年)4月18日(金)から 同年5月7日(水)午後5時まで
参加資格確認結果の通知	2025年(令和7年)5月9日(金)
企画提案書等の受付期間	2025年(令和7年)5月9日(金)から 同年5月22日(木)午後5時まで
書面審査もしくは プレゼンテーション及びヒア リング	2025年(令和7年)5月26日(月)から 同年5月29日(木)までの期間で実施
結果通知	2025年(令和7年)6月2日(月)

(3) 実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

ア 配布期間

公告の日から2025年(令和7年)5月7日(水)まで(ただし、福山市の休日
を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。)の午前8時30分から午
後5時までとする。

イ 配布場所

(1)に同じ。

ウ 配布方法

(1)で交付又は福山市ホームページ

(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>)に掲載

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合又は1者のみの取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合、当該1者について参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

6 契約の締結

本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について、協議等を行い、仕様書の内容確定後に見積合せの上、契約を締結するものとする。

7 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の予算額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

8 その他

詳細は実施要領の定めるところによる。